



令和 7 年 第 6 回 総 会

会 議 録

期 日	令和 7 年 6 月 2 7 日
場 所	枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和 7 年第 6 回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和 7 年 6 月 27 日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	28	農地利用計画の一部を通り消す同意について
3	29	農地法第 3 条許可申請について
4	30	農用地利用集積等促進計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
6 月 27 日	午前 9 時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 4 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	天 達 範 隆	農 業 委 員
	2 番	今給黎 龍 浪	農 業 委 員
	4 番	篠 原 正	農 業 委 員
	5 番	畑 野 真 人	農 業 委 員
	6 番	園 田 和 寛	農 業 委 員
	7 番	原 田 克 子	農 業 委 員
	8 番	眞 茅 文 男	農 業 委 員
	9 番	白 澤 千恵子	農 業 委 員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	白 澤 敦 行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

3 番	水野 正子	農業委員
1 0 番	俵積田 広昭	農業委員
1 1 番	中原 敬彦	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

農 地 係 長	天 達 恵 一
農 地 係 参 事 補	新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時 00 分 開会

議長

皆さん、おはようございます。

開会前にお知らせします。

本日は、3番水野委員、10番俵積田広昭委員、11番中原委員から、欠席するとの連絡がありました。

併せて、局長も議会の関係で今日は欠席ですので、ご承知おきください。

令和7年第6回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員11名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。12番俵積田正康委員、13番有村委員にお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第2号議案第28号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号208号から209号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん1名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外1名です。

解約面積は畑が5筆で4,884㎡です。

以上、農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号208号から209号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤委員除斥)

整理番号20号から22号までの議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件です。
整理番号20号の申請地は、
白沢西町〇〇番，畑，320 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，85歳，白沢西町にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん，新規農業，65歳，白沢西町にお住まいです。
譲渡事由は，贈与，譲受人の農業開始ということであります。
申請地については4ページに掲載してあります。
白澤集落墓地より南側約〇〇mに位置します。
整理番号21号の申請地は，
桜山町〇〇番，畑，209 m²
桜山町〇〇番〇，畑，3.04 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，71歳，鹿籠麓町にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん，兼業農業，68歳，桜山町にお住まいです。
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。
申請地については6ページに掲載してあります。
旧吉嶺酒店より南側約〇〇mに位置します。
整理番号22号の申請地は，
立神北町〇〇番，畑，422 m²です。
譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，84歳，立神北町にお住まいです。
譲受人は，〇〇〇〇さん，新規農業，75歳，大塚中町にお住まいです。
譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農業開始ということであります。
申請地については8ページに掲載してあります。
南海自動車学校より西側約〇〇mに位置します。
以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号20号について，白澤千恵子委員お願いします。

9番（白澤千恵子委員）整理番号20号について報告いたします。

5月25日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は西白沢に居住する新規農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側は市道，西側と南側は保全管理された畑，北側は宅地です。

権利取得後は菜園畑として活用して行くとの事でした。

問題の無い申請地ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号21号について、今給黎委員お願いします。

2番（今給黎委員）整理番号21号について報告します。

6月6日に譲受人の事務員である〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。今回の申請は〇〇〇〇さんが自宅近くの畑を〇〇〇〇さんから売買により購入するものです。申請地は国道225号線にある鹿籠バス停の東側で中洲川の近くに位置しております。申請地は保安全管理された畑で、東側は公衆用道路、西側は譲受人の果樹園、南側は雑種地、北側は宅地です。

今後は、柿、マンゴー、梅等を栽培するとの事で問題の無い申請では無いかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号22号について、園田委員お願いします。

6番（園田委員）整理番号22号について報告します。

6月5日に譲受人、〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は大塚集落に居住する新規農業者です。

現在、申請地は譲渡人が菜園畑として野菜や花を栽培しています。東側は畑、西側は譲渡人の居住する宅地、南側は市道、北側は公衆用道路です。申請地の権利取得後、譲渡人の後を引き継ぎ菜園畑として野菜を栽培する計画で周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（眞茅委員）整理番号22号ですが、タブレットで確認すると、畑のマークが付いてないですけど、これは転用されたんですか。

事務局 経緯は不明ですが、農地台帳上は登記地目も現況地目も畑となっております。現況農地であり、問題のない申請と思われます。

議長 ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号20号から22号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、整理番号20号から22号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

（白澤委員入室）

次に整理番号２３号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号２３号の申請地は、
大塚北町〇〇番、畑、710㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、75歳、東京都にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、新規兼業農業、59歳、大塚中町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農業開始ということであります。
申請地については10ページに掲載してあります。
立神中学校より南東側約〇〇mに位置します。
以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号２３号について、白澤敦行委員をお願いします。

14番（白澤敦行委員）整理番号２３号について報告します。6月12日に譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。
譲受人は大塚中町に居住する会社員です。
申請地は立神中学校の南東側約〇〇mの場所に位置し、北側は畑で野菜畑、南側は水路、西側は道路、東側は宅地です。
譲受人は昨年まで耕作放棄地として荒廃していた本件土地を数か月かけて農地として整備しました。取得後はハウスの中でドラゴンフルーツなどの栽培を行う予定であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は無い申請と思われます。
以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
(質疑なしと呼ぶものあり)
ないようですので、質疑・意見を終結いたします。
お諮りいたします。
日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号２３号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶものあり)
異議なしと認めます。
よって、議案第29号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第4号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。
議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第30号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。
11ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号 207-1 から 220 号まで、利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 13 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 41 名で設定面積は、畑が 11 筆 13,796 m²、樹園地 98 筆 112,897 m²、計 109 筆、126,693 m²です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番 207-1 号から 220 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第 30 号の決定した案件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 15 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 俵積田 正康

会議録署名委員 有村 貞雄